

[別紙1]

鳥取県UDタクシー利活用モデル事業(福祉分野) 支援補助金の事務手続き

1. 交付申請提出 (障がい福祉課長が別に定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
※募集期間終了後、予算に余りがある場合は、予算の範囲内で随時募集します。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○実績報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。
※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※補助金額の確定通知後、振込依頼書の提出をお願いいたします。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857-26-7675 shougai Fukushi@pref.tottori.jp